

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和3年7月9日（令和3年（行情）諮問第289号）

答申日：令和4年12月19日（令和4年度（行情）答申第408号）

事件名：土木工事標準積算基準書（参考資料）の最新版等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書3（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、一部開示し、その余の文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書7（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った、令和2年6月10日付け国関整総情第213号-1による一部開示決定（以下「処分1」という。）、同年8月31日付け同第1133号-1の2による一部開示決定（以下「処分2」という。）、同年7月31日付け同第1133号-2による不開示決定（以下「処分3」という。）並びに同年8月31日付け同第1133号-3の2による開示決定（以下「処分4」という。）及び同第1138号-1の2による一部開示決定（以下「処分5」といい、処分1ないし処分4と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（添付資料は省略する。）。

##### (1) 審査請求書

ア 審査請求人から法4条1項の規程に基づき処分庁に行政文書開示請求書を提出した【証拠書類A】。

処分庁から審査請求人に法9条2項の規定に基づき通知があり、受理した【証拠書類B】。過日、処分庁から原処分を受けたことを知った。

- イ 処分庁は、処分の通知では「2 不開示とした理由」において、審査請求人が請求した請求文書については取得及び作成していないため、文書が存在していないことから不開示とした旨を記載している。
- ウ 処分1においては、少なくとも処分2で開示するとされた「文書2」が開示する行政文書とされていない。
- エ 処分3若しくは処分2においては、少なくとも処分1で開示するとされた「文書1」が開示する行政文書とされていない。
- オ 審査請求人は、これらの行政文書の開示請求書には「（貴局で、実際に使われている書類名称と相違がある場合は、請求書の記載に必要な情報を求めますので提供してください。）」と記載した上で請求する行政文書の名称を記載している。しかしながら、上記ウ及びエに記載した行政文書の名称は補正する情報として処分庁からは提供がなかった。
- カ このように処分庁は、何らかの意図を持って保有している行政文書を秘匿し、審査請求人に法4条2項に規定された補正の参考となる情報を提供するように努めていない。
- キ 今回特定された行政文書の名称からは、請求した行政文書の名称が「一致」又は「ほぼ一致」しない限りは、請求対象の行政文書となっていない。処分庁は、審査請求人側の請求内容を故意に狭い対象にとらえ、請求対象の公文書はあえて「取得及び作成していないため、文書が存在しない」と曲解（限定化）し、さらには限定した補正情報を審査請求人に提供し開示内容をはぐらかす処分を行っている。処分庁の一連の行為や処分は違法であると考ええる。
- ク 審査請求人は、処分庁が違法に今時点でも秘匿している行政文書を再度特定し、処分をすべきと考える。
- ケ また、処分4では、開示対象とされた行政文書に「改訂対照表」が含まれている。処分1、処分2及び処分5においても、同様に収録されている行政文書の記載内容が、時間の経過を経ると共に改訂（修正、追加、削除など）されていると思われ、これらの改訂された行政文書が処分の対象となっていない。審査請求人は、これらの改訂された行政文書を特定し、処分をすべきと考える。
- コ 併せて、処分庁は処分1の処分の手続において、令和2年5月8日に開示決定等の期限を迎えたのにも関わらず法10条2項の規定に定められた開示決定等の期限の延長の通知を実施せず、令和2年6月10日付けで行政文書開示決定通知を行っている。審査請求人は、令和2年5月9日以降の時点で、これは処分庁の不作為で違法というほかはないと考える。また、審査庁にあっては、審査請求人からの不作為にかかる審査請求において、令和2年6月25日付け国総公情第29

号の裁決書では、前述の処分庁の手續経緯については、処分庁の不作為は違法であったことを確認した記載がなされていない【証拠書類C】。審査請求人は、これらのことより、審査庁には、今回の審査にあつては再度処分庁が行った手續の経緯と処分内容を十二分に確認して手續を進めるように求める。

サ 以上の点から、「1 記載の処分を取り消す」の裁決を求めるため、本審査請求を提起した。

## (2) 意見書

ア 審査請求人は、本審査請求に係る行政文書開示請求は、処分庁において、処分庁内（局内）の工事積算担当者向けの執務参考資料として工事並びに工事に係る調査、測量及び設計業務の実施に当たっての基準等が記された文書を独自に取りまとめたものなどの行政文書の開示を請求したものです。

審査請求人は、請求した時点では、処分庁がどのような行政文書（行政文書の名称）を保有されているかは知りませんでした。

そのことから、請求文書1と請求文書2においては、請求する行政文書名で想定される単語を組み合わせて「請求する文書の内容」や「例示する行政文書」に列記し請求しました。

併せて、行政文書開示請求書には行政手続法（平成5年法律第88号）9条2項に基づき「貴局で、実際に使われている書類名称と相違がある場合は、請求書の記載に必要な情報を求めますので提供してください。」と記載した上で請求しました。

イ 審査請求人は、この審査請求に係る審査庁や処分庁との取り交わしの経緯を時系列に整理した表を提出します【資料】。審議に当たっては参考にさせていただきますようお願いいたします。

ウ 諮問庁から提出された理由説明書3（1）イ）c.（下記第3の3（1）イ（ウ））の記載内容について

（ア）処分庁は「なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を探索させたが、「処分1」にて開示した資料以外、該当する文書の存在は確認せきなかった。」と記載されています。

（イ）他にも理由説明書3（2）ウ）c. や同（3）イ）b.（下記第3の3（3）イ（イ））及び同（5）イ）b.（下記第3の3（5）イ（イ））にも同様の記載があります。

（ウ）審査請求人は、諮問庁が本件審査請求を受け、担当部署及び出先部署の書庫、書架及びパソコン上（ファイル共有サーバー、イントラネット、クラウドサービス等を含む）のファイル等の探索を改めて行い、本件請求文書に該当する文書の存在を確認すべきと考えて

いますので、この点について審議していただきますようお願いいたします。

エ 諮問庁から提出された理由説明書 3 (1) ウ) (下記第 3 の 3 (1) ウ) の記載内容について

(ア) 処分庁は処分 2 にて文書 2 を一部不開示されています。また、諮問庁は理由説明書 3 (3) イ) (下記第 3 の 3 (3) イ) において本件対象文書 2 として「文書 7」を追加特定されています。

一方、審査請求人は請求文書 1 にて「土木工事積算資料」と「設計積算参考資料(土木工事編)」を請求しています。

これらの行政文書の名称を単語に分割すると以下のとおりになります。

『土木』『工事』『積算』における『参考』『資料』

河川『工事』の設計・『積算』のポイント

『土木』『工事』『積算』『資料』

設計『積算』『参考』『資料』(『土木』『工事』編)

特定された行政文書名と請求している行政文書名を単語ごとに分割して比べると分かる通り、処分庁がなぜ請求文書 1 にて「文書 2」と「文書 7」を特定しなかったのか疑問がありますので、この点について審議していただきますようお願いいたします。

(イ) 諮問庁は a. (下記第 3 の 3 (1) ウ (ア)。以下省略。) において「処分庁は、処分 1 の処分に当たり、請求者に対して電話で請求資料について確認を行った上で「文書 1」を該当資料として特定したと説明する。」と記載されています。

(ウ) 審査請求人は、処分庁からの電話では「請求する行政文書の内容の確認」や「開示請求対象として特定した過程や理由の説明」は無く、この a. の記載内容が事実と異なると考えていますので、この点を審議していただきますようお願いいたします。

(エ) また、諮問庁は a. において「また、処分 2 の処分に当たり、処分庁は請求者に対して確認をとり、「文書 2」が該当すると確認されたため、「処分 1」と異なる資料を特定したと説明する。」と記載されています。

(オ) 審査請求人は、処分庁からの電話では「土木工事積算を行うにあたっての参考資料」を請求しているかの確認があり、この内容で同意しました。しかしながら、処分庁からの電話では、「「処分 1」と異なる資料を特定した」と説明は受けていませんので、この点を審議していただきますようお願いいたします。

(カ) さらに、諮問庁は c. (下記第 3 の 3 (1) ウ (ウ)。以下省略。) において「また、処分庁の確認の際、請求人による具体的な

補足説明をされることはなかったとのことであり」と記載されています。

(キ) 上記(ウ)で記載したとおり、処分庁からの請求内容についての確認はなされておらず、審査請求人は、このc.の記載内容が事実と異なると考えていますので、この点を審議していただきますようお願いいたします。

オ 諮問庁から提出された理由説明書3(2)ウ(下記第3の3(2)ウ)の記載内容について

(ア) 諮問庁は「また、上記(1)イb.(下記第3の3(1)イ(イ))のとおり、処分2において開示した「文書2」及び「文書3」については文書の作成後、部分改訂も含め改訂は行っておらず、改訂対照表は作成していない。」と記載されています。

(イ) 審査請求人は「文書2」に記載された内容について改訂等がなされた否かを確認するため、当該行政文書の開示請求を行っています【証拠書類1】。処分庁からは、本日現在開示決定通知書された行政文書が交付されてはいませんので、開示された行政文書の記載内容は確認できません。しかしながら、少なくとも令和3年3月4日付け事務連絡が存在するとの開示決定されており当該行政文書が部分改訂されたことは明らかであり、これらの証拠を基に審議していただきますようお願いいたします【証拠書類2】。

(ウ) 加えて、審査請求人は「文書3」に記載された内容について改訂等がなされた否かを確認するために、当該行政文書の開示請求を行っています【証拠書類3】。処分庁からは、相当数の行政文書が開示されており当該行政文書の部分改訂されたことは明らかであり、これらの証拠を基に審議していただきますようお願いいたします【証拠書類4】。

カ 諮問庁から提出された理由説明書3(3)イ(下記第3の3(3)イ)の記載内容について

(ア) 審査請求人は、処分庁から特定年月日に電話にて「土木工事積算基準書 参考資料(河川部門)」は該当する行政文書が無いとの説明を受けました。

(イ) 理由説明書には、処分1及び処分2では本件開示決定通知書請求文書の特定についての記載がありますが、処分3についての記載がありません。なぜ記載が無いのかの点について審議していただきますようお願いいたします。

(ウ) さらに、処分庁は、請求文書1の請求時点において本件対象文書2を保有していたのか否かが記載されていません。また、本件対象文書2を保有していたならば本件対象文書2を、処分1及び処分3

において開示請求文書の特定から外した理由も記載されていませんので、この2つの点について審議していただきますようお願いいたします。

キ 本件開示請求文書の特定について

(ア) 審査請求人は、今回の理由説明書により処分庁が「文書7」なる行政文書を保有されていることを確認しました。

(イ) 審査請求人は、処分庁から開示された行政文書の中に記載のあった「土木工事積算を行うにあたっての参考資料」の存在を確認するために、当該行政文書の開示請求を行っています【証拠書類5】。処分庁からは、請求した行政文書を一部不開示する旨の通知があり、これまでに開示された行政文書以外に「土木工事積算を行うにあたっての参考資料」の行政文書が存在することは明らかとなりましたので、これらの証拠を基に審議していただきますようお願いいたします【証拠書類6】。

(ウ) また、これまでの処分庁の本件請求文書の対象となる文書の探索、確認、精査の状況からすると、処分庁における例えば道路部門やダム部門の積算実務でも、担当者間で道路工事やダム工事の設計・積算業務を行うに当たり必要となる重要な項目をまとめたもの、まとめないまでも個々に作成し共有しているものが存在していることは十二分に考えられます。この点について審議していただきますようお願いいたします。

ク 過去において諮問庁への答申（平成27年度（行情）答申第545号）の付言では「本件については、原処分時において、本件請求文書の内容等について十分に検討を行い、適切に本件請求文書の対象となる文書の探索、確認、精査を行っていれば、文書2の存在を確認できたはずであり、本件審査請求に至るような事態は回避できたのではないかと思料される。処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる文書の特定に当たって、十分に確認を行うことが望まれる。」と記載されています。本件に係る答申についても同様の付言が必要か否か審議していただきますようお願いいたします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づき、本件請求文書の開示請求を行ったものである。

(2) これに対し、処分庁は下記の決定を行った。

#### ア 請求文書1

処分1により、文書1を特定し開示する決定及び請求文書1のうち②ないし⑧の各文書は取得及び作成していないことから文書不存在

を理由とする不開示決定を行った。

#### イ 請求文書 2

(ア) 請求文書 2 については、担当部署が多岐にわたるものであることから、審査請求人の了解を得て、令和 2 年 7 月 28 日付けで補正を行い、下記に記載する 4 件の開示請求に移行した。

- a 国関整総情第 1 1 3 3 号-1  
請求文書 2 のうち①ないし⑤の各文書
- b 国関整総情第 1 1 3 3 号-2  
請求文書 2 のうち⑥及び⑦の各文書
- c 国関整総情第 1 1 3 3 号-3  
請求文書 2 のうち⑧の文書
- d 国関整総情第 1 1 3 3 号-4  
道路工事関係通達集（参考資料）

(イ) 上記補正を踏まえ、上記 (ア) a ないし c に対し、処分庁は下記の決定を行った。

なお、上記 (ア) d については、令和 2 年 7 月 28 日に行った補正の結果、請求文書 3 と請求内容が重複することから、令和 2 年 7 月 29 日付けで審査請求人から開示請求の取下げが行われている。

- a 請求文書 2 のうち①ないし⑤の各文書

処分 2 により、文書 2 及び文書 3 を特定し、法 5 条 6 号柱書きに規定する「公開することにより、事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる関東地方整備局イントラネットのアドレス、職員個人に付与されているメールアドレスや土木工事の予定価格算定に必要となる情報管理に関する情報を不開示とし、その他の部分を開示する決定及び請求文書 2 のうち③ないし⑤の各文書は取得及び作成していないことから文書不存在を理由とする不開示決定を行った。

- b 請求文書 2 のうち⑥及び⑦の各文書

処分 3 により、取得及び作成していないことから文書不存在を理由とする不開示決定を行った。

- c 請求文書 2 のうち⑧の文書

処分 4 により、文書 4 及び文書 5 を特定し開示する決定を行った。

#### ウ 請求文書 3

処分 5 により、文書 6 を特定し、法 5 条 1 号に規定する個人の氏名に関する情報を不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

(3) 本審査請求は、これに対し、諮問庁に対して提起したものである。

#### 2 審査請求人の主張について

上記第2の2(1)のとおり。

### 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

#### (1) 処分1について

##### ア 本件審査請求について

処分1においては、請求文書1のうち「文書1」を開示決定し、その他文書を作成・取得をしておらず、不存在であるとして不開示決定を行った。

本件審査請求は、処分1の取消しを求め、改めて請求文書1の開示を求めていると解されることから、以下、請求文書1の保有の有無及び文書1の特定について検討する。

##### イ 請求文書1の保有の有無について

(ア) 請求文書1は、土木工事標準積算基準書に関する参考資料の最新版の開示請求及び「文書1」の「改訂対照表」の追加開示請求であると解される。

(イ) 「ダム工事積算資料」の令和2年度の改訂に当たっては「単価の改定」など部分的なものにとどまったことから、改定作業の省力化の観点から、令和2年度版への全面改定とはせず、「ダム工事積算資料(平成31年度版)」に改定箇所をまとめた「改訂対照表」を追加することで令和2年度版としたものである。

請求人は、処分1においては「文書1」について、処分2においては「文書2」及び「文書3」について、処分5においては「文書6」について、文書時期が古く何かしらの部分改訂が行われているはずなので、改訂対照表が存在すると主張しているものと認められる。

しかしながらこれらについては文書の作成後、部分改訂も含め改訂を行っていないことから作成をしていない。

(ウ) なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、請求文書1に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を探索させたが、「処分1」にて開示した資料以外、該当する文書の存在は確認できなかった。

(エ) したがって、処分庁において請求文書1を保有しているとは認められない。

##### ウ 文書1の特定について

(ア) 審査請求人は「処分2」で開示された「文書2」が「処分1」においても開示されるべきであるとの主張と解される。

審査庁が処分庁に確認したところ、処分庁は、処分1の処分に当たり、請求者に対して電話で請求資料について確認を行った上で「文書1」を該当資料として特定したと説明する。

また、処分2の処分に当たり、処分庁は請求者に対して確認を取り、「文書2」が該当すると確認されたため、「処分1」と異なる資料を特定したと説明する。

(イ) 上記の処分庁の説明に不審な点は見当たらず、以上のことから審査請求人の主張は当たらないものと認められる。なお、「文書2」は処分庁において保有しているところ、改めて開示請求があれば開示可能である。

(ウ) 併せて、請求人は「処分庁は文書の特定の努力を怠っている」と主張するが、以上のように処分庁は請求人に確認の上処分を行っていること、また、処分庁の確認の際、請求人による具体的な補足説明をされることはなかったとのことであり、請求人の主張は当たらない。

## (2) 処分2について

### ア 本件審査請求について

処分2においては、請求文書2のうち「文書2」及び「文書3」を部分開示し、その他文書を作成・取得をしておらず、不存在であるとして不開示決定を行った。

上記第2の2(1)エのとおり、審査請求人は「処分2」においては、「処分1」で開示するとされた「文書1」が開示する行政文書とされていないと主張するとともに、同ケのとおり、「処分2」においても、収録されている行政文書の記載内容が、時間の経過を経るとともに改訂(修正、追加、削除など)されていると思われるところ、これらの改訂された行政文書が処分の対象となっていないと主張していることから、請求文書2の保有の有無並びに文書2及び文書3の特定の妥当性について検討する。

### イ 請求文書2の保有の有無について

上記(1)ウのとおり、審査庁が処分庁に確認したところ、処分庁は、処分1の処分に当たり、請求者に対して電話で請求資料について確認を行った上で「文書1」を該当資料として特定したと説明する。

また、処分2の処分に当たり、処分庁は請求者に対して確認を取り、「文書2」が該当すると確認されたため、「処分1」と異なる資料を特定したと説明する。

上記の処分庁の説明に不審な点は見当たらず、以上のことから審査請求人の主張は当たらないものと認められる。なお、「文書2」は処分庁において保有しているところ、改めて開示請求があれば開示可能である。

### ウ 文書2及び文書3の特定について

また、上記（１）イ（イ）のとおり、処分２において開示した「文書２」及び「文書３」については文書の作成後、部分改訂も含め改訂は行っておらず、改訂対照表は作成をしていない。

なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、請求文書２に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を探索させたが、「処分２」にて開示した資料以外、該当する文書の存在は確認できなかった。

したがって、処分庁において請求文書２を保有しているとは認められない。

### （３）処分３について

#### ア 本件審査請求について

処分３においては、請求文書２は作成・取得をしておらず、不存在であるとして不開示決定を行った。

本件審査請求は、処分３の取消しを求め、改めて請求文書２の開示を求めていると解されることから、以下、請求文書２の保有の有無について検討する。

#### イ 請求文書２の保有の有無について

（ア）請求文書２は、河川部門における土木工事積算基準書参考資料及び河川工事に関する通達集に関する最新版の資料の開示請求であると解される。

（イ）当初処分庁は、請求文書２が河川部門に限定されており、処分１において開示した各基準書及び処分２において開示した参考資料及び通達集の他に、河川部門における土木工事積算基準参考資料と通達集は存在しないため、文書不存在を理由とした不開示決定を行った。

しかしながら、処分庁における河川部門の積算実務では、積算基準書参考資料及び通達集に加え、担当者が河川工事の設計・積算業務を行うに当たり必要となる重要な項目をまとめたものである「文書７」（本件対象文書２）を保有しており、開示の対象となるものと判断したので、本件対象文書２を追加特定し、一部開示することとする。

以上のとおり、請求文書２に相当する文書は本件対象文書２が全てである。念のため、処分庁に対し、請求文書２に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を探索させたが、本件対象文書２以外に該当する文書は見当たらなかった。

#### ウ 本件対象文書２の不開示情報該当性について

本件対象文書２について、製造メーカーが材質について確認を行った資料を引用しているところ、当該メーカーの担当者の所属及び氏

名を不開示とした。当該情報は特定の個人を識別することができる情報であるため、法5条1号に該当し不開示とすることを適当と判断している。

また、河川構造物における鉄筋コンクリート構造物の設計に当たり、業界団体に対する聞き取り結果を取りまとめた資料については不開示とした。これらは事実確認が不十分な情報であり、これを公にすることにより、誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれがあるため、同条5号に該当する情報が記録されている部分を不開示とすることを適当と判断している。

(4) 処分4について

本件審査請求について

処分4においては、処分4のとおり開示決定を行った。

「処分4」に関しては、審査請求人の主張の一事例として使用するためのものであると考えられる。そのため、審査請求人は処分庁に対し、「処分4」に対して改めて処分を求めるものではないと判断される。

(5) 処分5について

ア 本件審査請求について

処分5においては、文書6の部分開示を行った。

本件審査請求は、処分5の取消しを求め、改めて請求文書3の開示を求めていると解されることから、以下、請求文書3の保有の有無について検討する。

イ 請求文書3の保有の有無について

(ア) 請求文書3は、「文書6」の「改訂対照表」の追加開示請求であると解される。

(イ) 本件審査請求を受け、処分庁に対し、請求文書3に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を探索させたが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(ウ) したがって、処分庁において請求文書3を保有しているとは認められない。

4 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、本件開示請求に対する処分1, 2, 4及び5については処分を維持することが妥当であるが、処分3については、本件対象文書2を追加特定し、その一部を開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 令和3年7月9日   | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年9月16日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 令和4年10月12日 | 審議                |
| ⑤ 同月26日      | 審議                |
| ⑥ 同年12月14日   | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、請求文書1につき、別紙の2に掲げる文書1を特定し、その全部を開示した上で、「土木工事標準積算基準書（参考資料）」以外の文書については取得及び作成していないため、文書が存在しないとする決定（処分1）を行い、請求文書2につき、別紙の2に掲げる文書2及び文書3を特定し、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした上で、「土木工事標準積算基準書（〇〇地方整備局）」、「トンネル（NATM）積算資料」及び「NATM積算資料」については取得及び作成していないため、文書が存在しないとする決定（処分2）、「土木工事積算基準書 参考資料（河川部門）」及び「河川工事関係通達集（参考資料）」については取得及び作成していないため、文書が存在しないとする決定（処分3）並びに別紙の2に掲げる文書4及び文書5を特定し、その全部を開示する決定（処分4）を行い、請求文書3につき、別紙の2に掲げる文書6を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（処分5）を行った。

審査請求人は、処分2において特定された文書2を処分1においても特定すべきであり、処分1において特定された文書1を処分2又は処分3においても特定すべきであり、処分4において特定された文書5と同様に処分1、処分2及び処分5においても改訂された文書を特定すべきであるとして、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、処分3につき、本件対象文書2を新たに特定すべきであるが、その余の部分については原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及びその余の文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性及びその余の文書の保有の有無について

#### (1) 処分2において特定された文書2が処分1においても特定されていない旨の主張について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、処分1における文書特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

審査請求人は、請求文書1として複数の文書名を挙げて請求しているが、存在する文書と存在しない文書があるため、処分庁の担当者が審査請求人に電話をして説明したところ、そのとおりに決定してくださいとのことであった。また、特定した文書についての説明も行ったが、審査請求人から特に異議はなく、文書2も特定すべきような文書特定の参考となる情報も得られなかったため、請求文書1については、処分1において文書1を特定したところである。

イ 当審査会において、諮問書に添付された「開示請求者との調整結果メモ」を確認したところ、処分庁は、審査請求人に対して上記アにおいて諮問庁が説明するような確認を行っているとは認められる。また、行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄には、「貴局で、実際に使われている書類名称と相違がある場合は、請求書の記載に必要な情報を求めますので提供してください。」と記載されており、上記のとおり、審査請求人に対して処分庁が使用している行政文書の名称を連絡していると認められる。事前に審査請求人に確認した上で文書1を特定しており、審査請求人から異議はなく、文書特定の参考となる情報も得られなかったことに鑑みれば、処分1において文書1を特定した旨の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、処分1において文書2を特定すべきであるとは認められない。

(2) 処分1において特定された文書1が処分2又は処分3においても特定されていない旨の主張について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、処分2及び処分3における文書特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

審査請求人は、請求文書2として複数の文書名を挙げて請求しているが、存在する文書と存在しない文書があるため、処分庁の担当者が審査請求人に電話をして説明したところ、そのとおりに決定してくださいとのことであった。また、特定した文書についての説明も行ったが、審査請求人から特に異議はなく、具体的にどのような内容の文書を請求しているのか確認したところ、ほかの地方整備局から得た情報を幅広く記載しただけで、存在しない文書もあると思うとの回答であり、文書1も特定すべきような文書特定の参考となる情報も得られなかったため、請求文書2のうち、処分2において文書2及び文書3を特定し、処分3において不存在としたところである。

イ 当審査会において、諮問書に添付された「開示請求者との調整結果メモ」を確認したところ、処分庁は、審査請求人に対して上記アにお

いて諮問庁が説明するような確認を行っている」と認められる。また、行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄には、「貴局で、実際に使われている書類名称と相違がある場合は、行政文書開示請求書の記載に必要な情報を求めますので提供してください。」と記載されており、上記のとおり、審査請求人に対して処分庁が使用している行政文書の名称を連絡していると認められる。事前に審査請求人に確認した上で、処分2において文書2及び文書3を特定し、処分3において不存在としており、審査請求人から異議はなく、文書特定の参考となる情報も得られなかったことに鑑みれば、請求文書2のうち、処分2において文書2及び文書3を特定し、処分3において不存在とした旨の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、処分2及び処分3において文書1を特定すべきであるとは認められない。

- (3) 処分4において特定された文書5に「改訂対照表」が含まれており、処分1、処分2及び処分5においても、改訂された文書を特定すべき旨の主張について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

処分4において特定した文書のうちの文書5については、令和元年度に作成したダム工事積算資料に単価の改定等があったものの、部分的な改訂にとどまったため、改訂作業省力化の観点から令和2年度版に改訂せず、令和元年度版のダム工事積算資料に改訂箇所をまとめた「改訂対照表」を追加したものである。

処分1において特定した文書1、処分2において特定した文書2及び文書3並びに処分5において特定した文書6については、それぞれの文書の作成後に改訂を行っていないため、「改訂対照表」を含め、改訂された文書を作成していない。

また、請求内容を確認するために、処分庁の担当者が審査請求人に電話したところ、最新版の文書がないのか質問があったため、特定した文書が最新版であり、改訂を行っていない旨説明している。

- イ 文書1ないし文書3及び文書6の内容等に鑑みれば、関東地方整備局において文書1ないし文書3及び文書6について改訂された文書を作成していないとする上記アの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、関東地方整備局において文書1ないし文書3及び文書6の外に、開示請求の対象として特定すべき「改訂された文書」を保有しているとは認められない。

(4) 本件対象文書2を新たに特定すべきとの諮問庁の説明について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書2のうち⑥及び⑦の各文書に該当する文書として文書7（本件対象文書2）を新たに特定すべきと判断した理由について改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

処分3において、河川部門における土木工事積算基準書参考資料及び通達集は作成していないため、文書が存在しないことを理由に不開示決定を行ったところであるが、処分庁に対し改めて確認させたところ、積算実務担当者が河川工事の設計・積算業務において必要となる重要な項目をまとめた資料である文書7を保有していたため、上記請求に該当する文書として特定すべきと判断したものである。

また、文書7の外にも本件各開示請求の対象として新たに特定すべき文書を保有しているという実態がないかを確認するため、改めて各担当部署の執務室、書庫及びパソコン上のファイル等を探索させたが、本件対象文書（文書7を含む）の外に、本件請求文書に該当すると判断し得る文書の保有は確認されなかった。

イ 諮問庁から文書7の提示を受けて確認したところ、請求文書2の⑥及び⑦に該当する文書と認められる。

また、当該文書の外に本件各開示請求の対象として新たに特定すべき文書の保有は確認されなかったとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(5) 以上のことから、関東地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書2を追加して特定すべきとしていることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、一部開示し、その余の文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、関東地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### 請求文書1（処分1関係）

以下に例示する行政文書の最新版を一式（貴局で、実際に使われている書類名称と相違がある場合は、請求書の記載に必要な情報を求めますので提供してください。）

- ① 土木工事標準積算基準書（参考資料）
- ② 土木工事標準積算基準書（積算資料）
- ③ 土木工事標準積算基準書（地整版）
- ④ 土木工事標準積算基準書 参考資料
- ⑤ 土木工事標準積算基準書 参考資料（道路部門）
- ⑥ 土木工事積算資料
- ⑦ 設計積算参考資料（土木工事編）
- ⑧ 積算の手引き（暫定版）

#### 請求文書2（処分2，処分3及び処分4関係）

別紙に例示する行政文書の最新版を一式（貴局で、実際に使われている書類名称と相違がある場合は、行政文書開示請求書の記載に必要な情報を求めますので提供してください。）

- ① 土木工事積算における参考資料
- ② 土木工事関係通達集（参考資料）
- ③ 土木工事標準積算基準書（〇〇地方整備局版）
- ④ トンネル（NATM）積算資料
- ⑤ NATM積算資料
- ⑥ 土木工事積算基準書 参考資料（河川部門）
- ⑦ 河川工事関係通達集（参考資料）
- ⑧ ダム工事積算資料

#### 請求文書3（処分5関係）

道路工事関係通達集（改築）（参考資料）平成17年7月

### 2 本件対象文書1

文書1 土木工事標準積算基準書（参考資料）平成19年度国土交通省関東地方整備局

文書2 土木工事積算における参考資料

文書3 技術管理関係通達集（平成26年度）

文書4 ダム工事積算資料（平成31年4月）

文書5 ダム工事積算資料 平成31年4月版 改訂対照表

文書6 道路工事関係通達集（改築）（参考資料）平成17年7月

3 本件対象文書2

文書7 河川工事の設計・積算のポイント